



自転車も ルールを守ろう!



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 **車道は左側を通行**
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



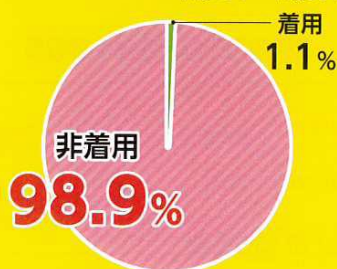
命を守るヘルメットを着用しましょう!

自転車乗用中の死亡事故
「**頭部損傷**」が最大の要因です!!



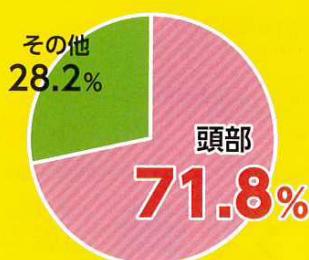
自転車乗用中死者の ヘルメット着用状況

平成26年～平成30年



自転車乗用中死者の 損傷主部位

平成26年～平成30年



命を守るヘルメットを着用しましょう

子どもは、成人に比べて、体に対して頭が大きく、転倒時に頭部を打つことが多くなります。また、高齢者については、自転車事故により頭部を損傷することで、亡くなられる場合が多くなっています。

このため、
道路交通法では**13歳未満の子ども**、
大阪府自転車条例では**65歳以上の高齢者**に対し、



ヘルメット着用
を求めています。

※交通事故発生時の被害軽減を図るため、上記以外の年齢の方もヘルメットを着用するようにしましょう。

大阪府警察



自転車保険の加入は義務です!

大阪府では、平成28年7月1日より「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、**府内で自転車を利用される人すべてに「自転車賠償保険」への加入が義務化されています。**

自転車保険に加入しよう!

ご存知ですか、**自転車の事故**

加害者になってしまうと、
高額な賠償金が生じることがあります。



©2014 大阪府もずやん

高額賠償事例

賠償額

約9,500万円



男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした
小学生の母親に9,521万円の賠償を命令 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



1 突然の自転車事故!



2 事故が原因で重度の後遺障害を被ったために、高額の賠償金が裁判で決定!



3 自転車事故に備えた賠償保険に入っていたので!



4 相手との賠償交渉も保険会社のスタッフに任せて安心、解決へ!

おおさか府民の自転車保険

(自転車総合保険)

自転車安全対策協議会では大阪府民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。
自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

入会簡単!

ネットで24時間受付。
ホームページより
簡単にご入会できます。

家族全員をサポート!

どのプランも、賠償責任補償1億円と
示談交渉サービスが
ご家族全員に適用されます。

年齢制限なし!

サイクルメンバーズ
(入会費無料)は、
どなたでも入会できます。

詳しくは下記のホームページをご確認ください

おおさか府民の自転車保険

検索

モバイルは
こちら



お問い合わせ先

【受付時間】

◆平日：午前9時～午後5時

契約変更・口座振替・加入者票
に関するお問い合わせ
取扱代理店

保険の内容に関する
お問い合わせ
引受保険会社

一般社団法人 自転車安全対策協議会
【関西支部】〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課
〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4
損保ジャパン肥後橋ビル18階

TEL 06-6449-1238 FAX 06-6449-1388

0570-031965

*このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、自転車安全対策協議会までお問い合わせください。



大阪府



一般社団法人

自転車安全対策協議会

Bicycle Safety Council

一般社団法人自転車安全対策協議会は、大阪府と事業連携協定を締結し、大阪府の「自転車の安全で適正な利用」施策を支援しています!

一般社団法人 自転車安全対策協議会

SINK18-12278(2020/01/10)